

大鰐町住民参加型まちづくり事業審議会「委員」募集要項

1 趣旨

この要項は、住民参加型まちづくり事業審議会条例（令和2年大鰐町条例第2号）第1条の規定により設置する住民参加型まちづくり事業審議会に参画していただき、当町のまちづくり活動を行う地域団体等に対する支援の審査や支援制度等について意見・検討していただける公募委員を募集します。

2 職務の概要

委員として委嘱を受けた後、開催されるまちづくり事業審議会において調査審議を行っていただきます。主な調査審議事項については次のとおりです。

- (1) 住民の参画と協働の推進に必要な制度及び施策に関する事項
- (2) まちづくり活動を行う地域団体等に対する支援の審査及び支援制度に関する事項
- (3) その他住民の参画と協働の推進に関し町長が必要と認める事項

3 任期

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

4 審議会の開催回数

年間3回程度を予定

5 募集条件

次に掲げる要件を全て満たす方が応募することができます。

- (1) 18歳以上で応募の時点で町内に在住または通勤している方
- (2) 当町のまちづくりに向けた様々な取組のあり方について積極的に意見を述べていただける方
- (3) 平日の日中の会議に出席できる方

6 募集人数

2名以内

7 応募方法

応募用紙に必要事項を記入の上、下記申込み先に持参、郵送又はメールにより提出してください。

※応募用紙は町企画観光課前に設置します。町ホームページからもダウンロード

ードできます。

8 審査及び選考

提出された応募書類の活動経歴及び応募動機に基づき選考し、結果は本人宛に通知します。

9 募集期間

令和8年3月2日から令和8年3月23日まで（当日消印有効）

10 応募に関する留意事項

- (1) 提出書類に虚偽の記載が認められた場合は、委嘱を取り消すことがあります。
- (2) 提出期限までに提出先に書類が到着しなかったものは無効とします。
- (3) 受理後の書類の訂正、修正、再提出等は、原則として認めません。また、受理後の書類は返却しません。
- (4) 審議会において知り得た個人情報を他人に漏らしてはなりません。

11 報酬

会議1回の出席ごとに規定の報酬をお支払いします。

12 申込み・お問合せ先

大鰐町役場 企画観光課 企画係

〒038-0211 青森県南津軽郡大鰐町大字大鰐字羽黒館5番地3

T E L : 0172-55-6561 (直通)

E-mail : kikaku@town.owani.lg.jp

町 HP : http://www.town.owani.lg.jp/

別紙

大鰐町住民参加型まちづくり事業審議会「委員」応募用紙

令和 年 月 日

大鰐町長 宛

次のとおり大鰐町住民参加型まちづくり事業審議会「委員」へ応募します。

ふりがな		
氏名		
生年月日	年 月 日	
現住所 (住民票の住所)		
連絡先	自宅：	携帯：
	E-mail：	
経歴	年 月	経 歴
応募動機		
自己PR (資格・特技)		

※記入いただいた個人情報については、大鰐町住民参加型まちづくり事業審議会公募関係のみに利用いたします。